

山添村住民税非課税世帯等 物価高騰支援給付金のご案内

- 住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金は、住民税均等割非課税世帯や令和5年1月以降に家計が急変した世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。
- 申請受付期限：令和6年5月31日（金）（消印有効）

給付金の支給額

1世帯あたり **7万円**

※市町村民税均等割が課税されている者の
扶養親族等のみで構成される世帯を除く

給付金の支給時期

山添村が確認書(または申請書)を
受理後、内容が確認でき次第、
順次支給します。

支給対象と申請の有無

基準日（令和5年12月1日）時点でいずれかに当てはまる世帯

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」の世帯
※対象世帯に案内が届きます

令和5年1月以降の収入が
減少し**「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

返送が必要です

※一部申請が必要な場合があります

基準日時点で山添村に居住されている方で、
支給要件を満たすと思われる世帯に確認書
(または申請書)が送付されます。

同封物について

* 山添村住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金
支給要件確認書 (または申請書)

* 記入例 * 返信用封筒 * 本チラシ

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です



【申請期間】

令和6年2月1日（木）～ 5月31日（金）

基準日時点で山添村に居住されている方で、
支給要件を満たすと思われる場合はご相談く
ださい。

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きの詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯



世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から山添村にお住まいの場合

- 同封の記入例を参考に対象要件に合致することを確認のうえ、確認書に必要事項を記入して、添付書類とともに同封の返信用封筒にてご返送ください。

【提出していただくもの】

- ①お送りした確認書（または申請書）
- ②受取口座の「金融機関名・支店名・口座番号・口座名義（カナ）」がわかる、通帳（表紙裏見開きページ）またはキャッシュカードのコピー
- ③世帯主の本人確認書類（住所と氏名が記載された、マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証等）のコピー
- ④代理人が受給する場合は上記①、②、③に加え、代理人の本人確認書類のコピー

世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 山添村で確認ができ次第、確認書を送付します。
- 同封の記入例を参考に対象要件に合致することを確認のうえ、確認書に必要事項を記入して、添付書類とともに同封の返信用封筒にてご返送ください。

II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が※住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（山添村の場合） 単身の場合：93万円以下、1人を扶養している場合：137万8千円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、収入額が確認できる添付書類とともに山添村保健福祉課の窓口にて、直接または郵送でご提出ください。

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

提出にあたっての注意事項

※ **令和6年5月31日（金）（消印有効）までに返信及び申請がない場合、村は本給付金の支給を辞退したものとみなします。**

※ 山添村住民税非課税世帯等物価高騰支援給付金（1世帯当たり3万円）については、令和5年11月30日（木）をもって申請受付は終了しました。

山添村住民税非課税世帯等物価高騰緊急支援給付金の「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



お問い合わせ

山添村保健福祉課



0743-85-0045

受付時間 平日 8:30～17:15